

## 新型コロナウイルス感染症5類移行後の代表者交流会運営方法について 対照表(案)

令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症が5類感染症へ位置付けられることに伴い、6月の代表者交流会から、運営方法を以下の通り変更することについて、意見を求めます。

	現行	新(案)(令和5年6月～)
基本的な感染対策	(ア)1～2mの対人距離を確保できる会場で実施 (イ)傍聴を認める (会場の規模や出席者数に応じて、必要であれば人数制限を実施する) (ウ)換気の徹底 (エ)入室前に手洗い又は手指消毒及び検温の実施 (オ)マスクの着用 (カ)随時、書面会議やオンライン開催の併用を検討	(ア)出席予定者が会場の定員数に収まる会場で実施 (イ)傍聴を認める (会場の定員に合わせ、必要であれば人数制限を実施する) (ウ)換気の実施 (エ)入室前の手洗い又は手指消毒(引き続き消毒液を設置) (オ)マスクの着用は個人の判断に委ねる(流行期には適切なマスクの着用を推奨する) (カ)原則対面参加。(オンライン参加も可能とする。)
会議時間	会議時間の短縮 会議時間は基本的に1時間30分程度とし、議事内容に応じて座長・副座長と市民協働推進課が協議の上、決定する。	2時間と設定し、できるだけ1時間 30分 で終了できるよう努める。